

# 第5期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（骨子）（案）

○生息数は、嶺南は捕獲の強化により継続的に減少しているが、嶺北では増加している。

農作物被害は、嶺北で拡大しており、面積、金額ともに増加した。（平成28年:27ha 5,145千円 ⇒ 令和2年:51ha 14,260千円）

○第5期計画では、県と近隣市町が連携した捕獲を実施するため、6つの地域に分け、捕獲目標を設定するとともに、新たに誘引餌やICTを活用した捕獲技術を実証し、普及拡大を図る。

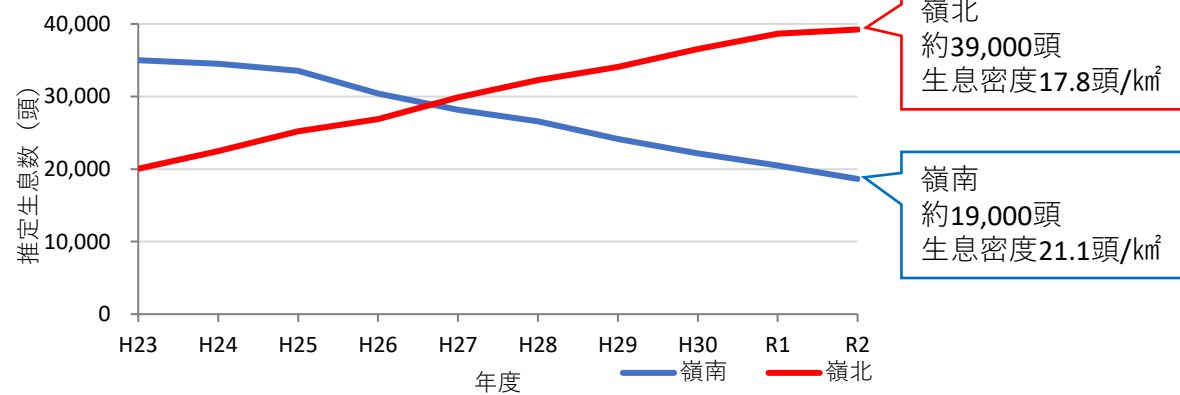
## 1 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 2 計画の内容

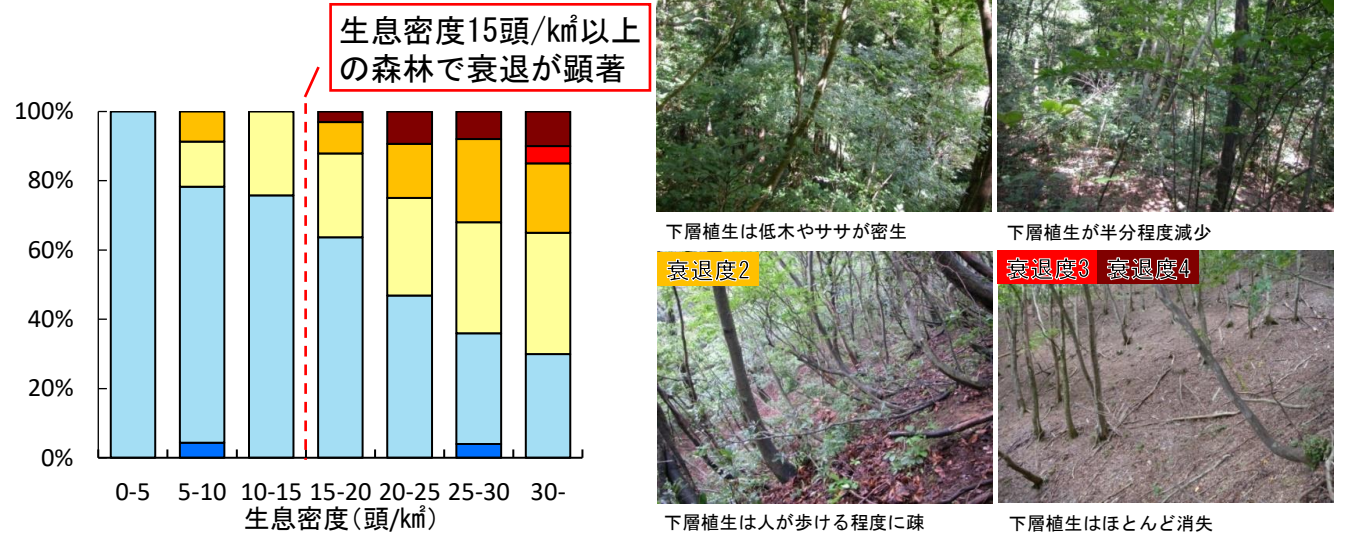
### (1) 現状

#### ○生息状況（令和2年10月時点）

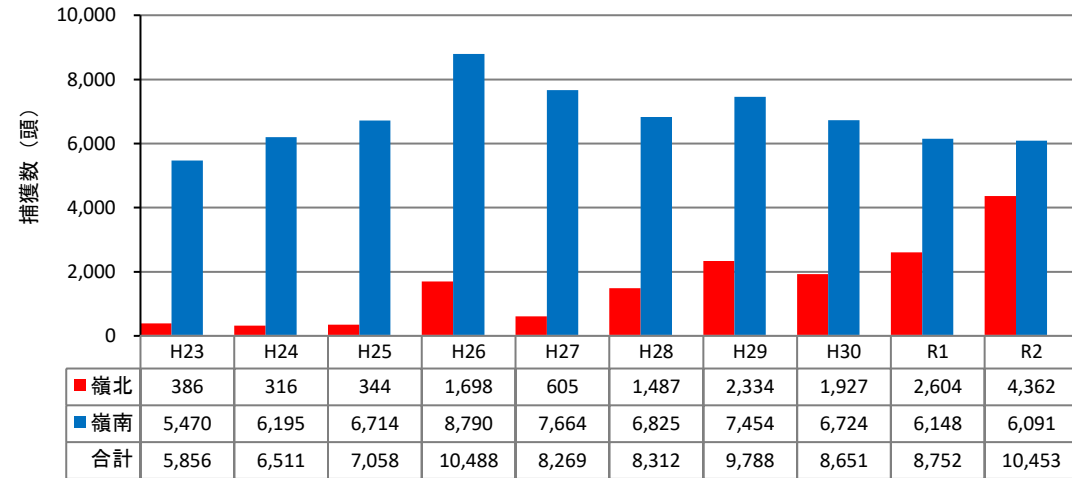
##### <推定生息数>



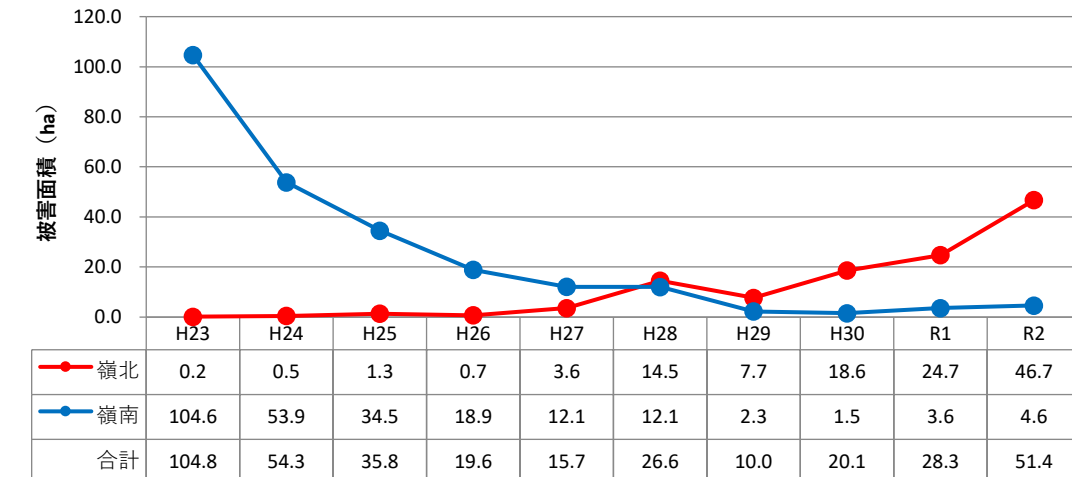
#### ○森林下層植生衰退度と生息密度の関係



#### ○シカの捕獲頭数の推移



#### ○シカによる農作物被害の推移



### (2) 管理の目標

長期目標として、令和13年度までに県全域の生息密度を10頭/km<sup>2</sup>（森林被害抑制のための適正生息密度）以下に抑えることとし、第5期計画については、下記の通り設定する。

生息密度	13頭/km <sup>2</sup> 以下に抑える。
農作物被害	令和2年の被害面積（51.4ha）の半分以下に抑える。

### (3) 目標達成のための方策

	嶺北地域	嶺南地域
令和4年度年間捕獲数	5,900頭以上（福井1,300頭、坂井100頭、奥越1,300頭、丹南3,200頭）	5,100頭以上（二州1,800頭、若狭3,300頭）
計画の弾力的運用	毎年、個体数推定を実施し、年度事業実施計画において、翌年度の捕獲目標を設定するとともに、市町へのフィードバックによる情報共有、連携の強化により、県と市町が一体となって計画の実効性を高める。	
狩猟規制の緩和	狩猟期間の延長※（継続）、1日の捕獲頭数制限の解除（継続） ※11月15日～2月15日 ⇒ 11月1日～3月31日（延長期間中はわな猟に限る）	
個体数管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>6ユニット（農林総合事務所単位）毎の捕獲目標を設定し、近隣市町が連携した捕獲を推進する。</li> <li>各ユニットにおいて生息密度の高い地域を捕獲重点区域に設定し、捕獲体制や地域の自然環境の特性（多雪等）等を踏まえた対策等について、協議・実施する。</li> <li>特に生息密度の高い地域においては、県主体による広域捕獲を新たに実施する。</li> </ul>	
捕獲体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲隊員確保のため、新たに狩猟免許取得や猟銃所持に必要な経費を支援する。</li> <li>捕獲効率を高めるため、県が誘引餌やICT（わなの遠隔操作等）を活用した新技術を実証し、県域への普及拡大を図るとともに、捕獲研修の開催により専門人材を育成する。</li> </ul>	
被害防除の強化	侵入防止柵整備、樹木へのネット巻き等の推進、住民主体の柵の維持管理や誘引物の除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術の普及を行う。	

# 第3期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（骨子）（案）

○生息数は、豚熱ウイルスのまん延を防ぐため捕獲強化を図ったことや、イノシシへの豚熱感染の影響等により、減少したと見られる。  
農作物被害は、継続的な被害防除の取組みにより、面積・金額ともに減少した。（平成28年:164ha 77,443千円 ⇒ 令和2年:52ha 32,215千円）  
○第3期計画では、強化を図ってきた農地周辺での捕獲や侵入防止柵の整備を継続するとともに、養豚施設周辺での重点的な捕獲実施により、農作物被害と豚熱感染リスクを抑制する。

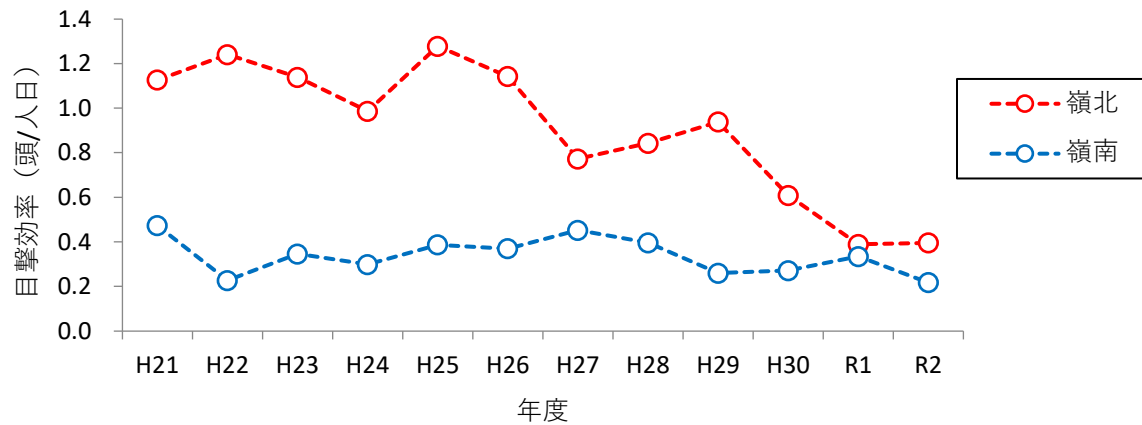
## 1 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 2 計画の内容

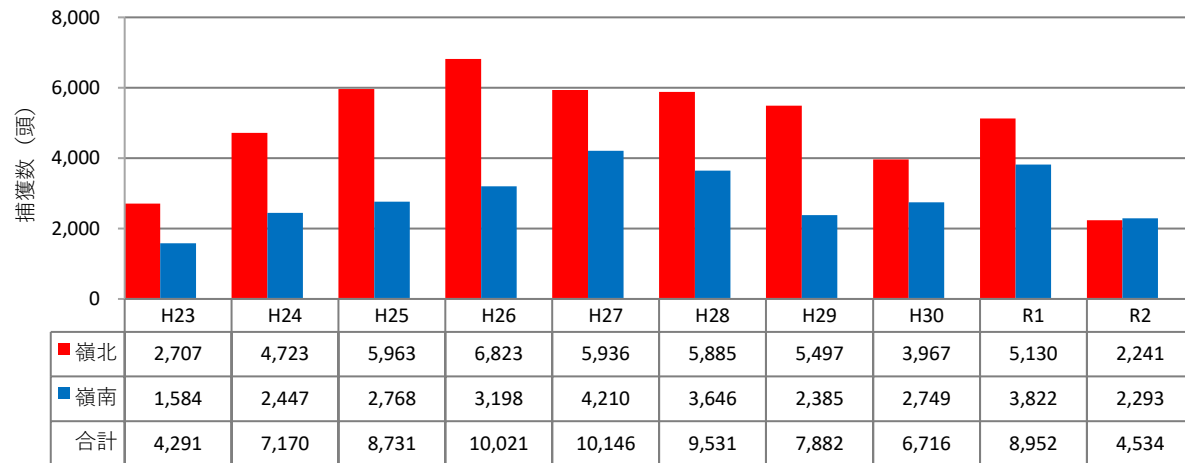
### (1) 現状

#### ○生息状況

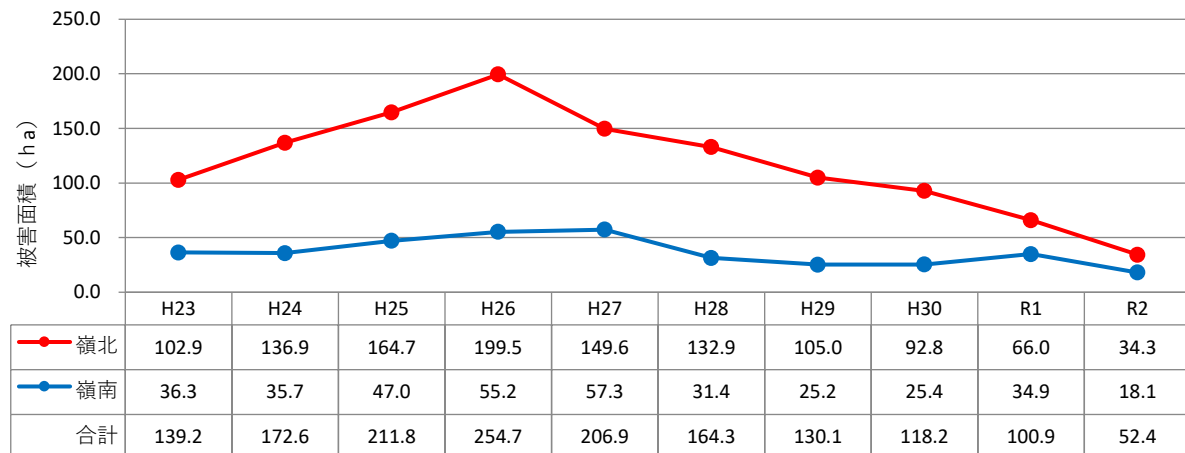
<目撃効率※の推移> ※1人の狩猟者が1日に目撃するイノシシの頭数



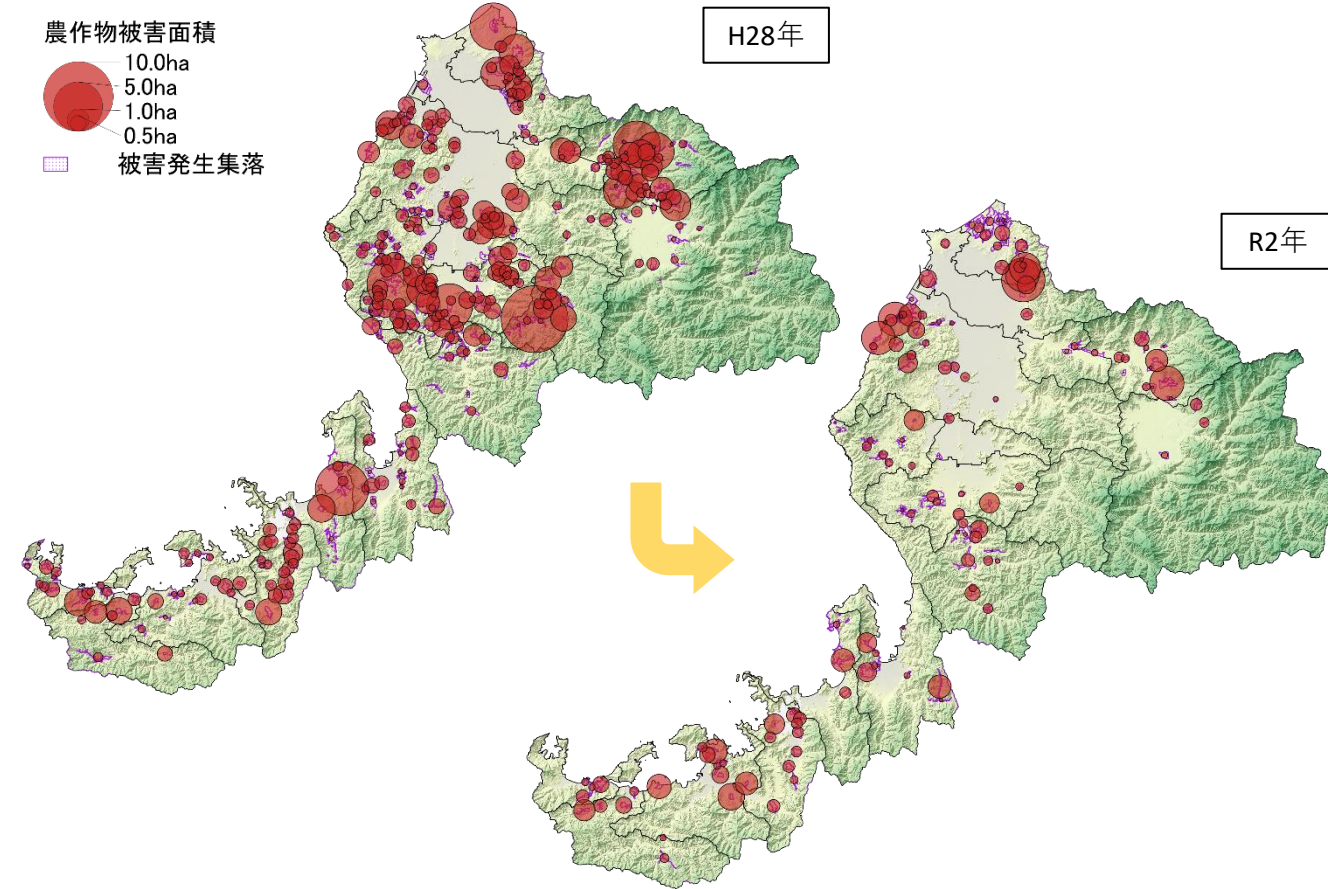
#### ○イノシシの捕獲頭数の推移



#### ○イノシシによる農作物被害の推移



#### ○イノシシによる農業被害集落の分布



### (2) 管理の目標

農作物被害 令和2年の被害面積（52.4ha：過去最小値）以下に抑える。

※イノシシは個体数変動が激しく、正確な生息数推定も困難であることから、年間捕獲目標は定めない。

### (3) 目標達成のための方策

計画の弾力的運用	個体数管理・被害防除対策等を組み合わせた総合的対策を実施するとともに、農作物の被害状況や生息状況のモニタリングを継続し、被害が大きい地域の捕獲を強化する。
狩猟規制の緩和	狩猟期間の延長※（継続） ※11月15日～2月15日 ⇒ 11月1日～3月31日（延長期間中はわな猟に限る）
捕獲体制の強化	有害鳥獣捕獲隊員確保のため、新たに狩猟免許取得や猟銃所持に必要な経費を支援する。
被害防除の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地や養豚施設周辺においての捕獲を更に推進する。</li> <li>侵入防止柵の整備推進、住民主体の柵の維持管理や誘引物の除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術の普及を行う。</li> </ul>



# 第2期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（骨子）（案）

○県全体では、生息数は減少しているが、群れの数が増加し、あわせて加害レベルも上昇している。また、生息数や群れ数の変化は地域的な偏在がみられる。  
農作物被害は、嶺南で増加しており、統計に上らない家庭菜園被害・家屋侵入等の生活環境被害も慢性的に発生している。（平成26年:5ha 2,365千円 ⇒ 令和2年:14ha 10,175千円）  
○第2期計画では、広域移動する群れ管理のため、地域を3つに分けて地域毎の管理実施計画を策定し、加害レベルの高い群れについては、新たに全頭捕獲を含めた対策を実施する。

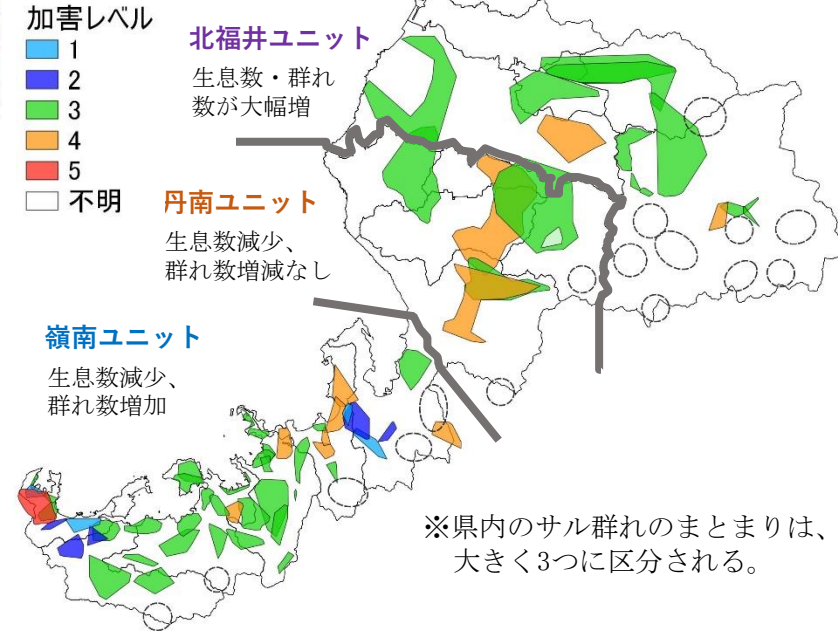
## 1 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 2 計画の内容

### (1) 現状

- 生息状況
  - ・ H26年 63群、4,400頭（うち加害レベル1以上の群れ：43群、3,100頭程度）
  - ・ R2年 86群、3,825頭（うち加害レベル1以上の群れ：68群、2,525頭程度）

### <群れの分布状況>



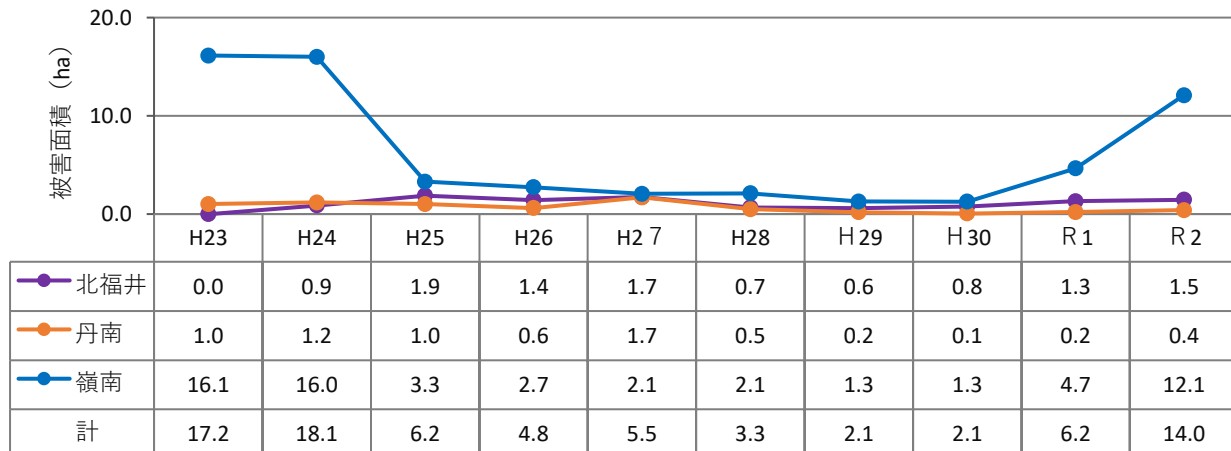
### <加害レベル1以上の群れの状況変化>

		H26	R2
北福井ユニット	加害レベル1		
	レベル2	3群	
	レベル3	1群	11群
	レベル4		2群
	レベル5		
群れ数合計		4群	13群
生息数		370頭	606頭
丹南ユニット	加害レベル1		
	レベル2		
	レベル3	5群	3群
	レベル4		2群
	レベル5		
群れ数合計		5群	5群
生息数		400頭	207頭
嶺南ユニット	加害レベル1	2群	4群
	レベル2	4群	5群
	レベル3	27群	33群
	レベル4		7群
	レベル5	1群	1群
群れ数合計		34群	50群
生息数		2,330頭	1,712頭
県全体	加害レベル1	2群	4群
	レベル2	7群	5群
	レベル3	33群	47群
	レベル4	1群	11群
	レベル5		1群
群れ数合計		43群	68群
生息数		3,100頭	2,525頭

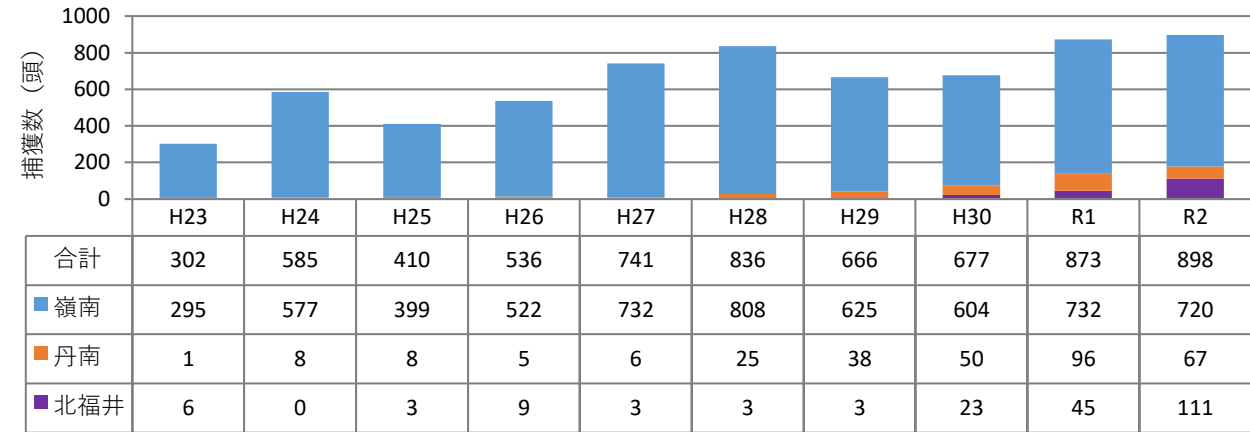
### <加害レベル別の群れの特性>

レベル1	たまに集落に出没するが、ほとんど被害を与えない。
レベル2	群れの一部が季節的に集落に出没し、農作物被害を与える。
レベル3	群れの大半が季節的に集落に出没し、農作物被害を与える。
レベル4	群れ全体が通年集落に出没し、常時被害を与える。集落への慣れが進み、生活環境被害を与える。
レベル5	群れ全体が通年・頻繁に集落に出没し、常時被害を与える。生活環境被害が大きく、人身被害のおそれがある。

### ○ニホンザルによる農作物被害の推移



### ○ニホンザルの捕獲頭数の推移



### 群れ管理の考え方

- 無作為・無計画な捕獲は群れの分裂による被害の拡大を招く
- モニタリングを行い、群れの状況に応じた捕獲オプション選択による計画的な群れ管理と、住民主体の被害防除を推進

### <捕獲オプションの選択>

#### 選択捕獲

悪質個体のみを選択的に捕獲し、群れの加害レベルを落とす

#### 部分捕獲

中型捕獲檻

追払いしやすい30頭程度に群れの規模を縮小する

#### 全頭捕獲

大型捕獲檻

加害レベル極めて高い群れの個体全てを取り除く

### (2) 管理の目標

農作物被害	平成29年の被害面積（2.1ha：過去最小値）以下に抑える。
群れ管理	全頭捕獲を含めた管理および被害防除対策の推進により、加害レベル4以上の群れをなくす。

※サルは群れ毎の加害レベルに応じて捕獲数や手法を決定するため、年間捕獲目標は定めない。

### (3) 目標達成のための方策

計画の弾力的運用	生息状況と統計に上らない家庭菜園等を含めた被害状況のモニタリングを実施し、個体群管理・被害防除対策等を組み合わせた総合的対策を実施する。
ユニット単位の群れ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内を3つの管理ユニットに区分し、市町、専門家、県で構成するユニット会議を創設する。</li> <li>・ ユニット会議において、市町が独自に実施してきた捕獲事業の見直しを図り、近隣市町が連携した計画的な捕獲により、群れの分裂を抑制する。</li> <li>・ 被害拡大地域における全頭捕獲等の新たな取組みを支援する。</li> </ul>
被害防除の強化	電気柵の整備やエアガン等を用いた住民主体の追払い体制を支援し、誘引物（柿の木等）の除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術の普及を行う。